

(2) 林業植物について

提出期限は設定されないが、なるべく早期に提出することが要請されている。

(3) F 1 品種について

F 1 品種の親の種苗についても提出することとされているが、実際には、種苗会社等の反対により、必要がある場合には提出を求めるという程度の運用がされているとのことである。

(4) 輸入許可書

輸入許可書は、試験を担当する試験機関の所在地の植物防疫所に請求することが必要である。

9 実体審査（D U S 試験）

(1) 方式

中国における実体審査（D U S 試験）には、以下の方法がある。

I D U S 試験の実施機関による集中試験（栽培試験）

II 育成者による試験

i 現地考察（現地調査）

ii 出願者が行う試験

III 書類審査

※ 観賞用植物

観賞用植物については、集中試験（栽培試験）によることとされて、その実施は、昆明、上海、北京で行われる。

※ きのか類

きのか類については、集中試験（栽培試験）によることとされ、現在は、上海の農業科学院で実施することとされている。ただし、中国では、きのか類の試験方法や菌株の保管方法（現在は液体窒素での保存）が確立されておらず、日本との技術交流が要望されている。

※ 果樹

果樹については、集中試験（栽培試験）によるか、現地考察（現地調査）によるかは、出願者が選択できるとのことである。集中試験（栽培試験）については、中国農業科学院鄭州果樹所又は興城果樹所で行われる。

(2) テストガイドライン

ア 農業植物

現在、186のテストガイドラインが作成されている。

イ 林業植物

現在、100以上の植物についてテストガイドラインの整備に着手しており、約30の植物について完成している。

(3) 手続

ア 集中試験（栽培試験）

試験処…審査員による試験任務の割り振り

↓

試験分中心…試験員による試験と試験報告書の作成

↓

試験処…審査員による試験報告の審査

↓

保護処…品種登録の可否の審査

イ 現地考察（現地調査）

試験処…出願者からの意見聴取、出願者による試験・報告書の作成

↓

試験分中心…審査員又は専門家による現地考察・考察報告書の作成

↓

試験処…審査員による試験報告の審査

↓

保護処…品種登録の可否の審査

(4) 集中試験（栽培試験）の実施方法

中国における集中試験（栽培試験）は、以下のような流れとなる。

I 種苗の受入れ・類似品種の選定

II 栽培試験

i 種子繁殖品種

2 又はそれ以上のライフサイクルで栽培試験が行われる。

ii 栄養繁殖品種

1 年生品種については、1 又はそれ以上のライフサイクル、多年生品種については、2 又はそれ以上のライフサイクルで栽培試験が行われる。

10 登録前審査

DUS 試験により区別性、均一性及び安定性が確認された場合には、出願関係資料を再確認し、品種名称、未譲渡性等を再審査し、その審査をクリアすると、登録審定の提案がされる。

11 登録審定・拒絶審定

(1) 登録審定

登録提案がされると、中国農業部が登録審定をし、品種登録決定通知書が送付される。出願者が初年度の登録料（2017 年 4 月 1 日から官費の支払いは免除される予

定)を納付すると、登録公表(奇数月の1日、年6回)がされ、品種権証書が交付される。

(2) 拒絶審定

予備審査、DUS試験等をクリアすることができなかった場合には、品種保護出願について却下審定がされる。

出願者は、拒絶審定に不服がある場合には、植物新品種再審委員会に対し、再審査の請求をすることができ、その再審査の結果に不服がある場合には、知的財産高等裁判所に取消訴訟を提起することができる。